

第2編

第2部 成立した法律(平成3年)

1) 第120国会 平成2年12月10日～平成3年5月8日

① 第120国会 平成2年12月10日～平成3年5月8日

法律番号：36	所管部局：健康政策局指導課
法律名：救急救命士法	
公布年月日：平成3年4月23日	
施行年月日：平成3年8月15日	
<p>内 容：1. 医療機関への搬送途上において、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことができる救急救命士の資格を定める。また、その業務の適正な運用を確保する。</p> <p>2. 救急救命士になるためには、救急救命士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。</p> <p>3. 救急救命士国家試験の受験資格は、大学に入学できる者で、一定の学校又は養成所において、2年以上必要な知識及び技能を修得した者等である。</p> <p>4. 救急救命士は、保健婦助産婦看護婦法の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。</p> <p>5. 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める高度の救急救命処置を行ってはならない。また、救急救命士は、原則として救急用自動車等以外の場所においてその業務を行ってはならない。</p>	

法律番号：54	所管部局：児童家庭局児童手当課												
法律名：児童手当法の一部を改正する法律													
公布年月日：平成3年5月2日													
施行年月日：平成4年1月1日													
<p>内 容：1. 支給対象 第2子以降から第1子以降に拡大する。</p> <p>2. 支給期間 義務教育就学前までから段階的に3歳未満に重点化する。</p> <p>3. 手当月額</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子</td> <td>—</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>2,500円</td> <td>→ 5,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降(1人につき)</td> <td>5,000円</td> <td>→ 10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 特例給付を当分の間継続する。</p>			(改正前)	(改正後)	第1子	—	5,000円	第2子	2,500円	→ 5,000円	第3子以降(1人につき)	5,000円	→ 10,000円
	(改正前)	(改正後)											
第1子	—	5,000円											
第2子	2,500円	→ 5,000円											
第3子以降(1人につき)	5,000円	→ 10,000円											

法律番号：55	所管部局：援護局援護課
法律名：戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律	

公布年月日：平成3年5月2日
施行年月日：平成3年5月2日（特別給付金支給法関係は、平成3年10月1日）
<p>内 容：1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正 障害年金、遺族年金等の額を引き上げる。</p> <p>(例) 障害年金（公務傷病，第一項症，年額） 4,844,000円 → 5,024,000円 (平成3年3月分まで) (現 行)</p> <p>遺族年金及び遺族給与金（公務死に係る先順位額，年額） 1,645,400円 → 1,706,700円 (平成3年3月分まで) (現 行)</p> <p>2. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の改正 ①基準日変更による支給対象者の拡大 (額面15万円又は7万5,000円，5年償還国債) ②平病死した戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給 (額面5万円，5年償還国債)</p>

2) 第121国会 平成3年8月5日～平成3年10月4日

② 第121国会 平成3年8月5日～平成3年10月4日

法律番号：88	所管部局：社会局施設課
法律名：災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成3年9月26日	
施行年月日：平成3年9月26日	
<p>内 容：災害弔慰金等の額を引き上げる。</p> <p>1. 災害弔慰金 死亡者1人当たり500万円（改正前300万円）を超えない範囲内で政令で定める額以内</p> <p>2. 災害障害見舞金 障害者1人当たり250万円（改正前150万円）を超えない範囲内で政令で定める額以内</p>	

法律番号：89	所管部局：大臣官房老人保健福祉部企画課	
法律名：老人保健法等の一部を改正する法律		
公布年月日：平成3年10月4日		
施行年月日：平成4年1月1日，平成4年4月1日		
<p>内 容：高齢社会に向けて，これからの老人問題の中心課題である介護の体制づくりの一環として老人訪問看護制度を創設するとともに，今後も増加が見込まれる老人医療費について，国や地方も老人自身も，制度を支える現役世代も，その負担を適切に分ち合うこととして老人保健制度の運営の長期的安定を図る。</p> <p>1. 老人訪問看護制度の創設 2. 公費負担割合の引上げ 3. 一部負担金の改定</p>		
	平成4年1月1日 ～平成4年度	平成5・6年度
外 来	900円/月	1,000円/月
入 院	600円/月	700円/月

平成7年度以降は，消費者物価指数の変動率に応じて改定。

4. 初老期痴呆の状態にある者の老人保健施設の利用

法律番号：93	所管部局：薬務局麻薬課
法律名：麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成3年10月5日	
施行年月日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日	
<p>内 容：1. 麻薬原料物質の規制 麻薬等の合成に必要な化学品について業者の届出制を設ける等必要な規定の整備を行う。</p> <p>2. 国外犯処罰規定の新設 外国で麻薬の製造、譲渡、輸出入等を行った者を我が国で処罰できるようにする。</p>	

法律番号：94	所管部局：薬務局麻薬課
法律名：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	
公布年月日：平成3年10月5日	
施行年月日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日	
<p>内 容：1. コントロールデリバリー 捜査のため、密輸麻薬等が隠匿されていることを知りつつその貨物を通関させることができるよう、特例手続を創設する。</p> <p>2. 資金洗浄（マネーロンダリング）罪等の追加 麻薬犯罪により得た不正資金の洗浄等を犯罪として処罰できるようにする。また、金融機関に疑わしい取引の報告を求める。</p> <p>3. 財産の没収 麻薬犯罪で得た財産（無体物を含む。）の没収及びその保全を可能にする。また、外国の裁判に基づく没収、保全の実施を可能にする。</p>	

法律番号：95	所管部局：水道環境部計画課・環境整備課
法律名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成3年10月5日	
施行年月日：公布の日から起算して9月を超えない範囲内で政令で定める日	
<p>内 容：廃棄物の減量化・再生の推進、適正処理の確保、処理施設の整備の三点を柱とする。</p> <p>1. 減量化・再生等を含む計画的な廃棄物の処理の推進</p> <p>2. 事業者等への廃棄物の適正処理に関する協力要請</p> <p>3. 特別管理廃棄物を新たに区分し、管理票制度の導入等の規制の強化</p> <p>4. 廃棄物処理業の許可の更新制度や廃棄物処理施設の許可制度の導入等の規制の強化</p> <p>5. 廃棄物処理センターの制度の新設</p> <p>6. 不法投棄等に対する罰則の強化 等</p>	